

社援地発 0327 第 7 号  
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）が施行される。

生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）に基づき生活困窮者に対し包括的な支援を行うためには、法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、新制度に基づき生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要である。

については、連携に当たっての留意事項は下記のとおりであり、また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

### 記

- 1 新制度所管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管部局との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管部局等（以下「教育委員会等」という。）と新制度担当の部局が双方の制度を理解するとともに、日常的に必要な情報交換を行うことが重要である。また、教育分野の相談窓口にも新制度の広報資料を置くなども考えられる。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、必要に応じて生活支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）につなぎ、保護者等に対して新制度に基づく相談支援、就労支援等を行うことが考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報の取扱いに留意しつつ、新制度から教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

## 2 新制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。新制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行う、学校にも新制度の広報資料を置くなど学校関係者をつなぐ関係を構築することが重要である。

なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

## 3 高等学校等の修学支援に係る連携

高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、新制度の事業につなぐことが考えられる。なお、新制度において高校生も対象に子どもの学習支援を実施することにより、中退防止の効果も考えられる。

また、高等学校等における中退防止に取り組みつつ、中退者については、経済的に困窮するリスクも高いことから、相談支援や就労支援等を行う場として、必要に応じて、自立相談支援機関につなぐことも重要である。

## 4 法の相談支援員等とスクールソーシャルワーカーとの連携

学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

#### 5 学習支援に関する事業の連携

法及び文部科学省における子どもの学習支援に関する事業については、ともに施策の拡充が図られているところである。これらの事業については、地域の実情も踏まえ、各担当部局と連携・調整の上、効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

26文科生第724号  
平成27年3月27日

各 都 道 府 県 知 事  
都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社  
を所管する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長

河 村 潤 子

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親次郎

(印影印刷)

生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との  
連携について（通知）

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）が平成27年4月1日に施行されます（別添1）。

法に基づき、所要の経費が平成27年度厚生労働省予算案に計上されており、各地方公共団体において、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に応じる窓口を設置し、必要な情報提供や支援を行う自立相談支援事業を中心として、住居確保給付

金の支給、就労支援、児童生徒等への学習支援等を行う生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）が開始されますが、支援対象者の早期発見や包括的な支援のためには、関係機関との連携が必要です。

とりわけ、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）においては、子供の貧困対策は、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策により総合的に取り組むことが求められているところであり、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）においても、「困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。」とされています。

については、新制度の実施に当たっての留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分に御了知の上、新制度を所管する福祉部局等との連携を積極的に進めていただくとともに、所管の学校、域内の市町村教育委員会及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、別途厚生労働省より新制度主管部（局）長に対しても、新制度と教育施策との連携について別添2のとおり通知されていることを申し添えます。

## 記

### 1 新制度所管部局と教育委員会や都道府県私立学校主管部局等の連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮家庭の児童生徒等を早期に発見し、必要な支援を行うことが重要です。

このため、新制度所管部局に対し、学校等が把握している児童生徒等の状況を、教育委員会や都道府県私立学校主管部局等（以下「教育委員会等」という。）を通じて情報提供することや、教育委員会等が行う教育の支援に関する情報を共有することが必要です。

その際、児童生徒等の問題行動の背景にはその家庭に経済的な課題があり、課題の解決のため福祉的な支援が必要な場合も多いと考えられることから、教育委員会等は、新制度所管部局と連携して福祉的な支援につなげることも求められます。

については、教育委員会等においては、新制度所管部局と日常的に情報交換を行うことにより双方の制度・事業等を互いに理解するよう努めていただき、例えば双方の制度・事業等の広報資料をそれぞれの窓口に置いたり、教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーとの連携を組織的に行ったりすること等により、連携を図

っていただきますようお願いいたします。

なお、学校等や、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じて、教育委員会等が児童生徒等の家庭が抱える課題を把握した場合にも、新制度担当部局等との連携・協力を図り、新制度に基づく相談支援、就労支援等に家庭等をつなぐことにより、課題の解決に向けた取組を行っていただきますようお願いいたします。

## 2 自立相談支援機関の相談支援員等と学校等との連携

1でも述べたとおり、児童生徒等の問題行動の背景にはその家庭に経済的な課題を抱えていたり、福祉的な支援が必要な場合もあつたりするため、そのような支援が必要と考えられる生活困窮家庭の児童生徒等に関する情報を、福祉事務所設置自治体又はその委託により実施している自立相談支援事業を行う者(以下「自立相談支援機関」という。)が、学校等を通じて把握することは重要です。

このため、自立相談支援機関に配置される生活や就労に関する相談支援を行う相談支援員等が、情報の把握のために学校等を訪問した際には、必要な情報交換を行うようお願いいたします。

その際、学校等が保有する児童生徒等の個人情報については、基本的に家庭の同意を得て共有するなど、取扱いには留意が必要であることを前提としつつ、早期に福祉的な支援につなげられるよう、あらかじめどのような情報を提供できるのか、自立相談支援機関と教育委員会等や学校等が協議することも検討願います。

また、学校等においては、新制度の内容を十分に御了知の上、例えば学校等に新制度の広報資料を置いたり、スクールソーシャルワーカーを活用して、家庭が自立相談支援機関に相談するよう勧めたりするなど、協力体制の構築に努めていただくようお願いいたします。

## 3 自立相談支援機関の相談支援員等とスクールソーシャルワーカーとの連携

教育と福祉の両面の専門的な知識・技術を有し、学校や教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の連携に重要な役割を担っています。

このため、福祉による支援を必要とする児童生徒等の早期発見や当該児童生徒の家庭等も含めた支援につなげていくために、スクールソーシャルワーカーと自立相談支援機関の相談支援員等が日頃から情報共有を行うことは重要です。

なお、スクールソーシャルワーカーの配置が段階的に配置拡充されている現状に鑑み、各地域の配置状況等を踏まえ、暫定的な措置として、相談支援員等が学校等と直接連携することも考えられますので、教育委員会等においては、自立相談支援機関と協議することも検討願います。

#### 4 学習支援に関する事業の連携

新制度では貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯も含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う学習支援事業を実施することとなっています（別添3）。また、文部科学省においても、学校支援地域本部等を活用した学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援の充実を図っているところです。

このため、地域の実情にも鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような事業の組み合わせが効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただくようお願いします。

#### 5 高等学校等の修学支援に係る連携

高等学校等への進学を希望する者又は進学した生徒について、学びたいという意欲があるにも関わらず、家庭の経済状況等により進学を断念したり、中途退学したりすることが生じないようにする必要があります。これらの事態の未然防止や中途退学者の生活・就労・学び直し等の支援のため、国や教育委員会等が現在実施している様々な取組に加え、地域の実情に応じて、新制度による児童生徒等に対する学習支援事業を活用することも可能です。

このため、教育委員会等は、当該地域における自立相談支援機関の取組を学校等に対し、情報提供するとともに、学校等は、生徒の家庭の経済状況等を背景とした生徒本人の変化に気付いたときには、必要に応じて、教育委員会等を通じて、若しくはスクールソーシャルワーカーを活用して、又は直接、自立相談支援機関の相談支援員等に、当該生徒の情報を提供し、新制度の学習支援事業の活用を当該家庭に促すなど必要な措置をとられるようお願いします。

また、教育委員会等は、高等学校等における中途退学の未然防止に取り組みつつ、中途退学者については、中途退学後経済的に困窮するリスクも高いことから、生活や就労に関する相談支援等を行う場として自立相談支援機関を活用することができる旨、学校等を通じて、中途退学者やその家庭に周知していただくようお願いします。

**【本件担当】**

<全体>

生涯学習政策局

参事官（連携推進・地域政策担当）付企画係

03-5253-4111（内線3276）

<家庭教育支援>

生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室家庭教育振興係

03-5253-4111（内線2927）

<スクールソーシャルワーカー、高等学校中退防止>

初等中等教育局児童生徒課企画係

03-5253-4111（内線3054）

<地域における学習支援>

生涯学習政策局社会教育課地域・学校支援推進室

03-5253-4111（内線3260）

<高等学校等における修学支援>

初等中等教育局財務課高校修学支援室

03-5253-4111（内線3578）



# 家庭教育支援の取組（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」で実施）

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

参画

## 地域人材の養成

### 子育てサポーターリーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

## 連携の仕組みづくり

### 家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

#### 【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

## 家庭教育支援拠点機能の整備

### 家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

#### 【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

## 家庭教育を支援する様々な取組を展開

### 学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

#### 【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子供の心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

### 相談対応や訪問型家庭教育支援

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる相談対応や訪問支援を実施

#### 【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり
- 専門家等と連携した戸別訪問の実施

# スクールソーシャルワーカー活用事業

平成27年度予算額(案):647百万円 (平成26年度予算額394百万円)

補助事業者:都道府県・指定都市・中核市

補助率:1/3

学校

## 【校内体制づくり】

- ・校内チーム体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など



## 関係機関

児童相談所、福祉事務所、弁護士  
保健・医療機関、適応指導教室、  
警察、家庭裁判所、保護観察所 等



## 【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など

連携・調整

連携・調整

## スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、  
過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

【配置人数】1,466人→2,247人(拡充)

【貧困対策のための重点加配】600人(新規)

～配置人数(2,247人)の内訳～

小中学校のための配置: 2,200人(拡充)  
高等学校のための配置及び質向上のための  
スーパーバイザー配置: 47人

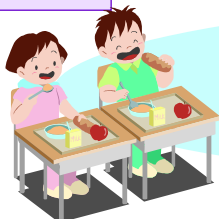
## 問題行動等

いじめ  
暴力行為  
不登校 など

## 児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛け

## 貧困対策等

児童虐待  
就学援助  
生活保護 など



友人

児童生徒

家庭

地域



# 学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援 ～地域住民の協力を得て、地域未来塾を新たに開講～

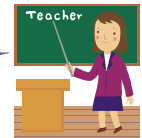
## 地域未来塾について

※中学生だけでなく、小学生、高校生などを対象とした学習支援の実施も可能

### 中学生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、**家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない**中学生への学習支援を実施
- ◆ 地域住民が参画する学校支援地域本部の活用により、**原則無料(\*)の学習支援**  
(\*参加者が一部実費等を負担する場合あり)
- ◆ 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、**多様な視点からの支援が可能** (27年度予定額:207百万円)(※学校・家庭・地域の連携協力推進事業の27年度予定額4,882百万円の内数)

- \* 学習が遅れがちな中学生に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
- \* 高等学校等進学率の改善や学力向上



## 学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

### 全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】

※学校支援地域本部を活用

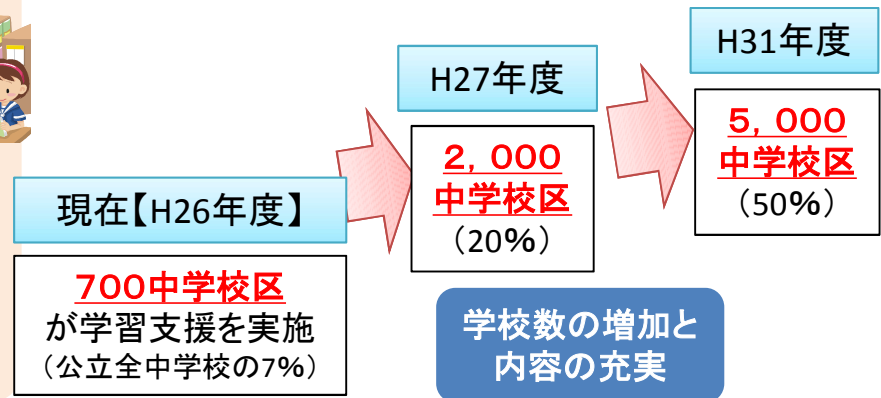
#### <放課後学習支援>

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回 (学期中の週2回(2時間程度))  
\* 空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習  
\* 指導員：教員志望の講師や大学生など



### 平成31年度末までの目標数

※学校支援地域本部を活用した学校数



※学校支援地域本部：地域人材の参画により、学校の教育活動(授業、部活動等を支援する取組)(H27年度5,000中学校区で実施、補助率1/3)

【H26年度実施状況】 3,746本部(小学校6,244校 中学校2,814校)

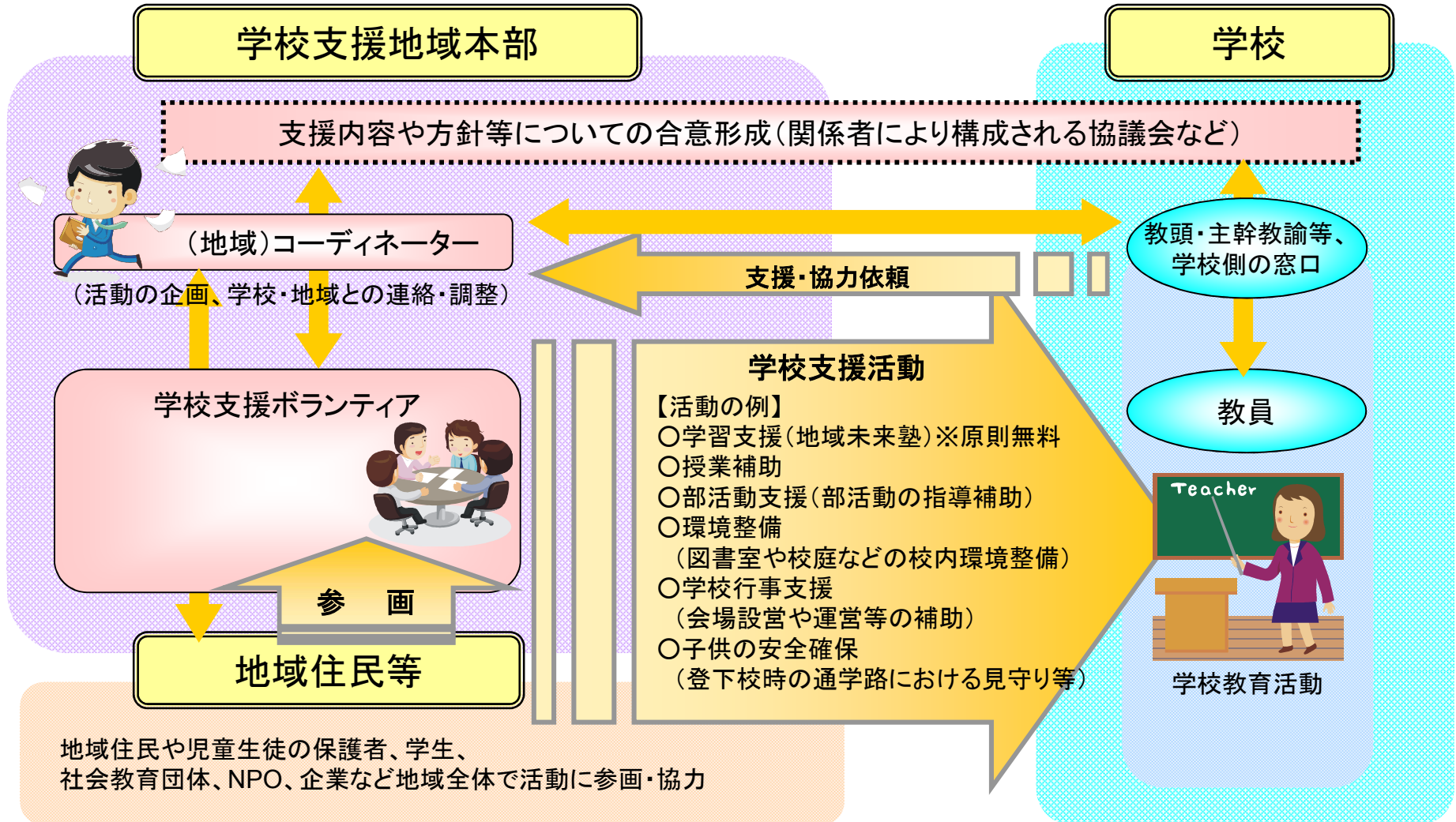


# 学校支援地域本部

平成27年度予定額:4,882百万の内数  
 (平成26年度予算額:3,814百万の内数)  
 \* 学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施  
 <H26年度実施状況>3,746本部(小学校6,244校 中学校2,814校(全公立小・中学校の30%))



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

\* 学校・家庭・地域の連携協力推進事業:学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を自治体の実情に応じ、有機的に組み合わせて実施

ご存じですか？  
国からの授業料支援

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



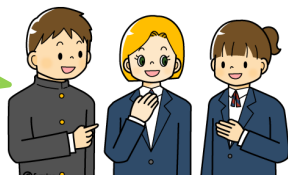
## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。**返済は不要です。**

## 2. 対象となる学校

- ・高等学校
- ・中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校高等部
- ・高等専門学校(1年生～3年生)
- ・専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、  
①准看護師、②調理師、③製菓衛生師、④理容師、⑤美容師の国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・文部科学大臣に指定された外国人学校

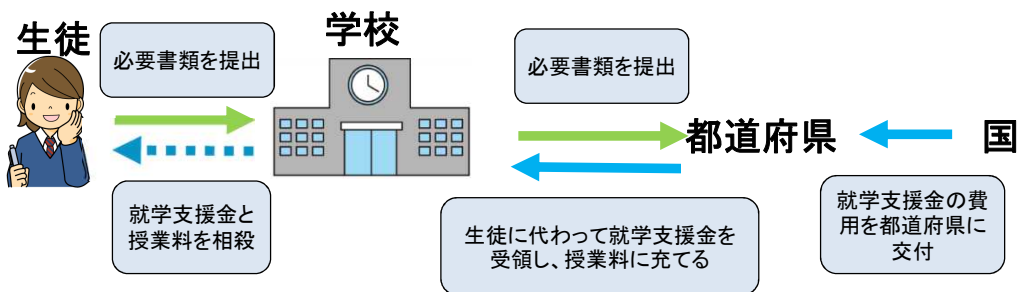
国立・公立・私立  
は問いません



## 3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。**生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。**

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



## 4. 受給するために必要な手続

**申請をしなければ支援は受けられません**

### (1) 申請手続 (4月の入学時)

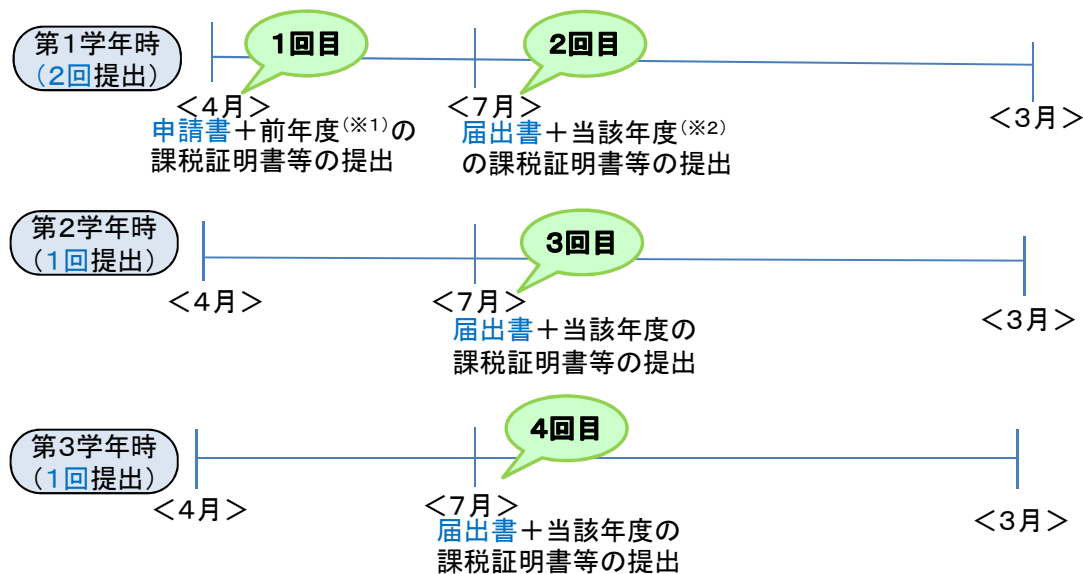
- ①申請書(進学先の高校で配布されます)
- ②課税証明書(市役所等で取得できます)などの保護者の所得を証明する書類(市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類

### (2) 届出手続 (毎年6月～7月頃)

- ①届出書(進学先の高校で配布されます)
  - ②課税証明書など
- ①と②を、高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

※②は、原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員分が必要です。

※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



※1 平成27年度に提出する場合は、26年度の課税証明書等

※2 平成27年度に提出する場合は、27年度の課税証明書等

「市町村民税所得割」とは、住民税の税額のひとつで、所得に応じて課税されます。

## 5. いくらもらえるの？

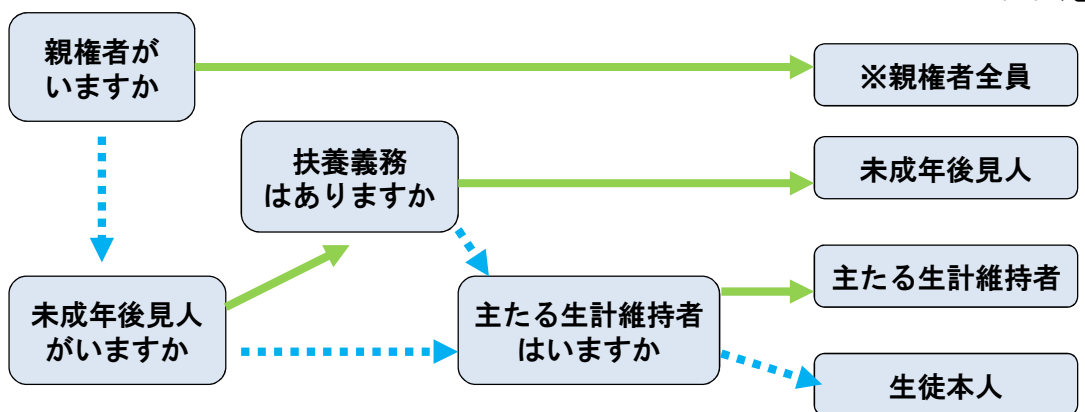
市町村民税所得割額（保護者の合算）	支給額（全日制・年額）
30万4,200円未満 （年収590万円～910万円未満程度）	11万8,800円 <span style="color: green;">↑</span> <span style="color: blue;">↓</span>
15万4,500円未満 （年収350万円～590万円未満程度）	17万8,200円
5万1,300円未満 （年収250万円～350万円未満程度）	23万7,600円
0円（非課税） （年収250万円未満程度）	29万7,000円

※市町村民税所得割額が30万4200円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

## 6. 誰の課税証明書を提出するの？



※親権者のどちらか一方の課税証明書等を提出することが、ドメスティック・バイオレンスなどの理由により困難と認められる場合、該当する親権者の分の提出は不要です。その場合は学校・都道府県にご相談下さい。

## 7. 課税証明書って何？ （市区町村により形式は異なります）

CHECK

市区町村民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名	所得割額 0円
-------	----------	------------

年度 平成 年度 (平成 年分標準)	所得の金額		税額	
	収入金額	所得金額	市民税	均等割額
	0円	0円	0円	0円

所得の金額の内訳	本人控当	扶養控当	所得控除額	課税標準額
総所得 内給付 0円	特別障害者 その他障害者 0人	控除額 老人控除 同居老親等 0人	総所得 0円	総所得 0円
土地等事業雑 分権短期雑 分権長期雑 株式等の雑 上乗せ配当 知取引所得 山林 退職 0円	老人扶養 特別寡婦 寡夫 勤労学生 0人	同居老親等 老人扶養 特定扶養 寡夫 1.6歳未満 その他扶養 同居特別障害者 特別障害者 その他障害者 0人	控除額 0円	課税標準額 0円

1.6歳未満の課税標準額は、平成29年度以前分については、その租税課税に含まれていません。  
本人、扶養控当額？印は該当する事を示します。

都道府県民税・均等割は含みません。東京23区にお住まいの方は、区民税所得割をご確認下さい。

上記のとおり証明します。  
平成 年 月 日

◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書（市町村役場で発行）
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配布。毎年6月頃に配布されるので、大切に保管して下さい。）
- 「住民税納税通知書」（自営業の場合に市町村から送付）

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告して下さい。

■都道府県等では、就学支援金とは別に、収入に応じた独自の授業料減免を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

お問合せ先：  
文部科学省高校修学支援ホットライン（平日10:00～17:00）電話 03-6734-3176  
ホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)



平成26年度以降入学者の高校生等・保護者の方へ



# 高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

平成26年度から「高校生等奨学給付金」制度が始まります！

- 市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するための「高校生等奨学給付金」制度が始まります。
- 「高校生等奨学給付金」を受け取るには、保護者の方がお住まいの都道府県において手続きをしていただく必要があります。
- 各都道府県において制度の詳細は異なります。具体の要件、給付額、申請手続等は、お住まいの都道府県にお問合せください。

## 【給付額について】

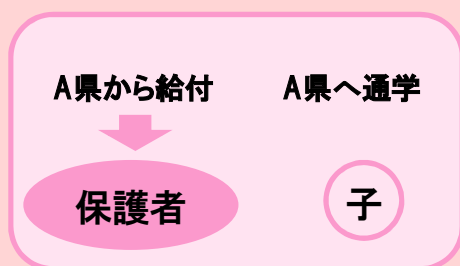
国公立、通信制、扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって給付額が異なります。

国公立の場合	年額	32,300円～129,700円程度
私立の場合	年額	38,000円～138,000円程度
通信制の場合	年額	27,800円～38,100円程度

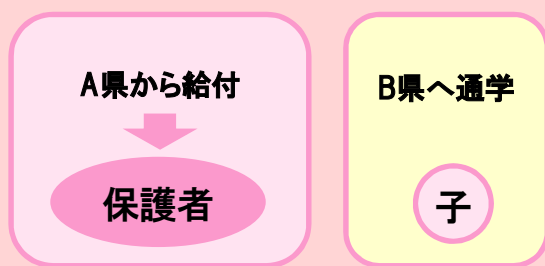


※「高校生等奨学給付金」は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。

● 保護者がA県に在住しており  
生徒がA県の学校へ通学している場合



● 保護者がA県に在住しており  
生徒がB県の学校へ通学している場合



※各都道府県へのお問合せ先については、次ページ以降に記載。

# 各都道府県へのお問合せ先一覧

## 国公立高等学校等

平成26年8月1日現在

都道府県	担当部署	事業名(予定)	申請時期(予定)	電話番号
北海道	高校教育課	北海道公立高校生等奨学給付金	7月～8月	011-204-5761
青森県	学校施設課	青森県公立高校生等奨学のための給付金	7月～12月	017-734-9873
岩手県	教育企画室	奨学のための給付金	7月～8月	019-629-6109
宮城県	高校教育課	奨学のための給付金	7月	022-211-3621
秋田県	高校教育課	奨学のための給付金	7月～8月	018-860-5161
山形県	高校教育課	奨学のための給付金	7月	023-630-2513
福島県	高校教育課	福島県高校生等奨学給付金給付事業	7月	024-521-7775
茨城県	高校教育課	公立高等学校等奨学給付金事業	6月～7月	029-301-5164
栃木県	総務課	栃木県奨学のための給付金(公立)事業	7月	028-623-3354
群馬県	管理課	奨学のための給付金	7月	027-226-4543
埼玉県	財務課	埼玉県公立高等学校等奨学のための給付金事業	6月～7月	048-830-6652
千葉県	財務課	千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業	7月	043-223-4027
東京都	(都立学校)高等学校教育課	奨学のための給付金	検討中	03-5320-6744
神奈川県	財務課	高校生等奨学給付金	未定	045-210-8251
新潟県	財務課	奨学のための給付金事業	9月	025-280-5143
富山県	県立学校課・学事係	公立高等学校奨学のための給付金	7月以降	076-444-3448
石川県	庶務課	教育費負担軽減奨学金	9月	076-225-1816
福井県	高校教育課	奨学給付金交付事業	7月	0776-20-0568
山梨県	高校教育課	奨学給付金交付事業	7月以降	055-223-1769
長野県	高校教育課	長野県高校生等奨学給付金事業	7月	026-235-7428
岐阜県	高校教育課	岐阜県公立高等学校等奨学給付金事業	7月～9月	088-272-8734
静岡県	高校教育課	静岡県高等学校等奨学給付金	7月以降	054-221-3111
愛知県	高等学校教育課	公立高等学校等奨学給付金	7月～12月	052-954-6785
三重県	予算総務課	三重県公立高校生等奨学給付金	9月	059-224-2827
滋賀県	高校教育課	滋賀県公立高校生等奨学のための給付金	7月	077-528-4587
京都府	高校教育課	京都府奨学のための給付金	8月～9月	075-414-5155
大阪府	施設財務課	国公立高等学校等奨学のための給付金	7月	06-6944-6914
兵庫県	高校教育課	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	7月以降	078-362-9459
奈良県	学校支援課	奨学のための給付金	7月	0742-27-9859
和歌山県	生涯学習課	和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	7月	073-441-3663
鳥取県	人権教育課	高校生等奨学給付金	7月	0857-26-7541
島根県	学校企画課	島根県公立高等学校等奨学のための給付金	7月頃	0852-22-5410
岡山県	財務課	奨学のための給付金事業	7月以降	086-226-7572
広島県	高校教育指導課	奨学のための給付金	7月	082-222-3015
山口県	高校教育課	国公立高校生等奨学給付金事業	7月以降	083-933-4510
徳島県	学校政策課	徳島県奨学のための給付金事業	7月以降	088-621-3132
香川県	高校教育課	奨学のための給付金事業	9月	087-832-3748
愛媛県	高校教育課	愛媛県高等学校等奨学のための給付金	7月～9月頃	089-912-2951
高知県	高等学校課	高知県高校生等奨学給付金事業	7月以降	088-821-4851
福岡県	財務課	高校生等奨学給付金	6月～7月	092-643-3866
佐賀県	教育支援課	佐賀県高校生等奨学給付金	未定	0952-25-2223
長崎県	教育環境整備課	長崎県公立高等学校等奨学給付金	7月～9月	095-894-3323
熊本県	高校教育課	奨学のための給付金	7月	096-333-2682
大分県	教育財務課	高校生等奨学給付金	9月	097-506-5423
宮崎県	財務福利課	奨学のための給付金	7月～9月	0985-32-4472
鹿児島県	高校教育課	鹿児島県公立高等学校等奨学のための給付金	7月、11月	099-286-5288
沖縄県	教育支援課	高等学校等奨学のための給付金事業	7月以降	098-866-2711

## 私立高等学校等

都道府県	担当部署	事業名(予定)	申請時期(予定)	電話番号
北海道	学事課	奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)	7月～8月	011-204-5066
青森県	総務学事課	青森県私立高校生等奨学のための給付金	7月～8月	017-734-9869
岩手県	法務学事課	奨学のための給付金	7月～8月	019-629-5041
宮城県	高校教育課	奨学のための給付金	7月	022-211-3621
秋田県	教育行政総務課	奨学のための給付金	7月～8月	018-860-5114
山形県	学術文書課	奨学のための給付金	7月	018-860-1223
福島県	高校教育課	福島県高校生等奨学給付金給付事業	7月	024-521-7775
茨城県	総務課	私立高等学校等奨学給付金(私立)事業	7月～9月10日	029-301-2249
栃木県	学事法務課	奨学のための給付金	7月	028-623-2056
群馬県	学事課	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金事業	7月	027-226-2142
埼玉県	学事課	奨学のための給付金	7月以降	048-830-2725
千葉県	学事課	奨学のための給付金	9月以降	043-223-2155
東京都	私学部	私立高等学校等奨学給付金事業	9月以降	03-5206-7925 (東京都私学 学支庫金セ ンター)
神奈川県	財務課	高校生等奨学給付金	未定	045-210-8251
新潟県	大学・私学振興課	私立高等学校等奨学のための給付金事業	9月	025-280-5020
富山県	文書学務課	私立高等学校等奨学給付金	7月以降	076-444-9645
石川県	総務課	教育費負担軽減奨学金	9月	076-225-1233
福井県	大学・私学振興課	福井県私立高等学校等奨学給付金	7月～9月	0776-20-0248
山梨県	私学・文書課	奨学給付金	7月以降	055-223-1414
長野県	私学・高等教育課	長野県私立高等学校等奨学給付金事業	8月～9月	026-235-7058
岐阜県	私学振興・青少年課	岐阜県私立高等学校等奨学給付金事業	7月～9月	058-272-8240
静岡県	私学振興課	静岡県高等学校等奨学給付金	7月以降	054-221-2065
愛知県	私学振興課	私立高等学校等奨学給付金支給費	7月～12月	052-954-6187
三重県	私学課	三重県私立高校生等奨学給付金	9月	059-224-2161
滋賀県	総務課	私立高等学校等奨学のための給付金	9月	077-528-3115
京都府	文書課	京都府奨学のための給付金	8月～9月	075-414-4516
大阪府	私学・大学課	私立高等学校等奨学のための給付金	7月	06-6910-8001 (府民お問 い合 わせセンター)
兵庫県	私学教育課	高校生等奨学給付金	7月	078-341-7711
奈良県	教育振興課	奨学のための給付金	7月	0742-27-8347
和歌山県	総務学事課	和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	7月	073-441-2098
鳥取県	人権教育課	高校生等奨学給付金	7月	0857-26-7541
島根県	総務課	島根県私立高等学校等奨学のための給付金事業	7月頃	0852-22-5015
岡山県	総務学事課	私立高等学校等奨学給付金事業	7月～8月以降	086-226-7198
広島県	学事課	奨学のための給付金	未定	082-513-2758
山口県	学事文書課	私立高校生等奨学給付金事業	7月以降	083-933-2138
徳島県	総務課	徳島県奨学のための給付金事業	7月以降	088-621-2027
香川県	総務学事課	奨学のための給付金事業	9月	087-832-3058
愛媛県	私学文書課	愛媛県高等学校等奨学のための給付金	7月～9月頃	089-912-2221
高知県	私学・大学支援課	高知県高校生等奨学給付金事業	7月以降	088-823-9135
福岡県	私学振興課	私立高等学校等奨学給付金	7月中旬	092-643-3130
佐賀県	学事課	佐賀県私立高等学校等奨学給付金	未定	0952-25-7350
長崎県	学事課	長崎県私立高等学校等奨学給付金	7月～9月	095-895-2282
熊本県	私学振興課	奨学のための給付金	7月以降	096-333-2064
大分県	私学振興・青少年課	高校生等奨学給付金	7月	097-506-3077
宮崎県	文化文書・国際課	奨学のための給付金	7月～8月	0985-26-7118
鹿児島県	学事法務課	奨学のための給付金事業	7月以降	099-286-2146
沖縄県	総務学事課	高等学校等奨学のための給付金事業	7月以降	098-866-2074



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY/JAPAN



## 学校や学校生活に困難を抱える生徒等に対する支援等

### 学校における教育相談体制等の整備

- 教員による教育相談に加え、生徒が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用など**教育相談体制の整備**を支援。【平成27年度予算案スクールカウンセラー等活用事業:40億円(貧困対策のための重点加配を実施)、スクールソーシャルワーカー活用事業:6億円(貧困対策のための重点加配を実施)】
- **学習や学校生活に困難を抱える生徒の学力向上、進路支援等**を目的とし、学校教育活動の一環として地域人材を公立高等学校等に配置。【平成27年度予算案:4.1億円】
- 学習が遅れがちな中学生等を対象とした原則無料の学習支援(地域未来塾)。【平成27年度予算案:2億円】
- 学校及び学校外における不登校児童生徒への支援の改善充実の方策等を検討するため、「フリースクール等に関する検討会議」「不登校に関する調査研究協力者会議」を開催し、6月頃には中間まとめ、平成28年3月には最終まとめを行う予定

### 中途退学者等に対する学び直しや職業的自立に向けた支援

- 高校中退者が高校に再入学して学び直す場合、卒業するまで授業料に係る支援を受けることができるよう、就学支援金相当額を支給し(最長2年間)、**学び直しを支援**。
- 高等学校中途退学者等を対象とした**地域若者サポートステーション及びハローワークと学校との連携の確保**について、都道府県教育委員会等に対して引き続き依頼。

### 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の実施

- 学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、様々な教育活動を通じ、**キャリア教育を体系的に実施**することにより、基礎的・汎用的能力を中心に育成。【平成27年度予算案:0.5億円】